

日本労働社会学会編

# 日本の労働者像

日本労働社会学会年報第2号

1991年  
時潮社

## 〈縁辺労働力〉概念と労働者間差別の問題

——日本建設業の労務機構と労働状況に即して——

八木 正

### 1 〈縁辺労働力〉概念と労働者研究の基本的観点

〈縁辺労働力〉とか〈縁辺労働者〉という用語がいつどこで使われ始めたかは、定かではない。そのことを詮索することよりも、この概念に内包されていると思われる日本における労働者像の基本的なとらえ方、その枠組み、その意味内容を日本の労働行政当局者、企業経営者、労働組合指導者の考え方、さらには労働問題研究者の研究姿勢にまでさかのぼって再検討する必要がありはしないかということを、日本の建設業を事例とする具体的な産業労働機構と労働状況に即しながら本稿で考察し、問題提起を試みたい。

日本の労働組合運動および労働問題研究に内在してきたと思われる、組織（大企業労働組合）至上主義ないし中心主義の傾向については、本学会年報1号（一九九〇年）での論稿「現代被差別労働への社会学的アプローチ」において一応の指摘をしておいた。誤解を避けるためにいま一度断つておくならば、大企業労働者以外の中企業労働者、零細企業労働者、臨時労働者、出稼労働者、日雇労働者などへの着目や調査研究がなされてこなかったと言

つてゐるのではなく、それがどういう観点からなされてきたのかを問うてゐるのだということである。その基本的観点が、生産主義的な「基幹産業」ないし大資本中心の考え方方に立脚していなかつたかどうか、大企業労働者たちを労働者の典型的ないし代表的存在と見なして、大企業の「周辺」に位置する労働者たちを「その他」の雑多な残余範疇ないしは付隨的な特殊ケースとして一括して扱つてこなかつたかどうか、その窮屈化した生活状態への注目はあつたにしても、その基底に伏在している部落差別、朝鮮人や中国人などに対する民族差別、「琉球人」差別、アイヌ差別の現実までどの程度見通しえていたのか、いなかつたのか、さらには研究者自身も無意識のうちに国家意識や能力主義の価値観にとらわれ、差別意識に陥つたことがなかつたのかどうかを問題としているわけである。

この問いかけを、運動や研究の「歴史的制約」や「発展段階」などという空疎な言辞に解消しないでもらいたい。問題としているのは、まさに労働にまつわる運動や研究の体質そのものであるのだから。かなり早い時期から、治安的、労務管理的、あるいは趣味的な観点からではあれ、「特殊部落」問題とか「鮮人・華人労務者」問題、「南洋土人」や「琉球部落」や「アイヌ部落」などの研究も確かにあつたではある。だが、日本における「労働問題」研究が、それらの「社会問題」研究とどのような仕方で切り結んでいたのか、いなかつたのか、あるいはそれぞれの研究が「並行的」でありえたとするなら、それは実は両者が同じ差別的な土壤に根ざしていたからではないのかということが、今改めて問わるべきではなかろうか。

このような観点から、程度の差こそあれ何らかの原因にもとづいて実際に差別と迫害を受け苦しんできた多様な労働者たちの実像に迫る中で、これらの労働者たちを「縁辺労働力」とか「縁辺労働者」というような類的概念に押し込んで一括して取り扱つてきた、日本の行政や経営や運動や研究が互いに共有し合つてきた基本的な認識枠組み、そこに潜在している差別的基本体質、その社会的価値観の基本性格そのものにまで踏み込んで考察を試みる

のが、本稿の課題にほかならない。

そもそも「縁辺労働力」という概念は、いかなる発想の上に成り立つものであろうか。まちがいなく言えることは、この概念はそれと対比的な性格をもつ、「基幹労働力」という概念と対関係にあるということである。したがつて、一体何を尺度として「基幹」と「縁辺」とを区別しているのかが、次に問われなくてはならない。「基幹」という用語がよく用いられるのは産業の場面で、「基幹産業」という名称があるが、「基幹労働力」と言われる場合の「基幹」は、おそらく「基幹産業」の労働力という意味あいだけではなく、それよりむしろ特定産業における労働力の基幹部分ということであらうから、労働力の「基幹」と「縁辺」とがどのような尺度によつて区別されているのかが、今問わるべき問題なのである。

よく指摘されるように、日本の労働市場が大企業と中・小零細企業との間で分断された封鎖性を特徴としていることからすれば、この場合の「基幹」労働力が大企業に常雇されている労働力部分、すなわち、いわゆる「本工」を指していることは、おそらくまちがいのないところであろう。とすれば当然、「縁辺」労働力とは、「本工」以外の労働力部分、すなわち、大企業直雇ではあっても常雇ではないところのいわゆる「臨時工」や「季節工」、および大企業に系列化されている下請諸企業に常雇されている労働力部分、すなわち、「社外工」をひとまずは指していふことになる。しかし、さらにその外周にある労働力部分としては、なお一層不安定な位置にある日雇労働者の存在があることもまた、周知の事柄でなくてはならない。

これを要するに、大企業本社に常雇されている、比較的身分の安定した大企業労働者を「基幹労働力」とする一方で、それ以外の残余労働力部分の一切、すなわち、臨時労働者、季節労働者、下請労働者、日雇労働者の総体が、「縁辺労働力」と目されていることになるわけである。

このことから確認される重要な事柄は、労働力の「基幹」部分と「縁辺」部分とを区別する尺度となっているのは、大企業への安定的な所属性、すなわち、身分的な所属性にあるということである。言い換えれば、これは大企業中心的な身分的発想の上に立った労働力区分であると言えよう。そしてさらに注目しなくてはならないのは、大企業常備労働者の相対的な身分的安定性とは対照的に、中心部である大企業からの距離が遠い周辺部の労働者になればなるほど、それに比例して身分的に不安定な境遇に陥らざるをえない構造となつていていること、言い換えれば、大企業からの距離が遠くなればなるほど階層構造の上で下層化する仕組みがあること、したがつてその最外周部は必然的にいわゆる「底辺労働力」の部分とならざるをえないという、この厳然たる事実である。これを総括すれば、日本の労働者の編成構造は、大企業を中心としていわば円錐状の形態を呈していることになるのである。

さらに考えをめぐらすならば、このように大企業を中心として編成されているは何も労働市場ばかりではない。日本社会の総体が、大企業経営を中心化され、構造化されていることにまず目を向けるべきではないか。そして日本人の発想パラダイムそのもの、すなわち認識・行動様式としての文化が、大企業中心の所属本位主義のフレームワーク、価値観に根ざしていることに気づくべきではなかろうか。

ここで、このような基本枠組みにおける〈縁辺労働力〉概念にとらわれているのは、たんに企業経営者や労務担当者だけではなく、労働行政官、労働問題研究者、労働組合指導者、否、一般市民全体もまたそうであることを想起する必要があろうと思われる。要するに、大企業中心主義の経済社会構造に支えられたこのような身分的差別意識は、日本社会の深部に根を張る「社会的通念」と化してしまっているのである。概括的に言えば、日本社会は、自立した個人主義を前提とした階級社会ではなく、所属集団主義に立脚する大企業中心の構造化社会と表現することができるが許されるであろう。

今の場合しかし、特に焦点を合わせなくてはならないのは、〈縁辺労働力〉概念に表れている大企業中心主義のこの発想パラダイムと労働者もしくは労働問題の社会学的研究を課題としている労働社会学の研究観点との関わりの問題でなければならない。この点に関しては元来、マルクス主義の社会理論、近代社会学の分析枠組みのいずれの場合でも、個人主義原理の上に成り立っている欧米社会においては有効でありえた分析パラダイムたる階級・階層概念を、独特の集団主義原理に立脚している大企業中心の編成構造をもつて日本社会に機械的に適用して分析していることについての根本的疑念にまでさかのぼって検討する必要があるかと思われるが、ここではその論議には立ち入らないことにする。

ただ、このことだけは確認しておかねばならない。日本の経済社会は、いわば大企業を中心ないしは頂点として下請の諸事業所が疑似家族的な重層関係のタテ系列で編成されている（前述の円錐状の構造）ところから、産業・労働問題の研究者の目はどうしても産業の根元を成す大企業の側に向きがちであること、そうすると意識的にか無意識的にか大企業中心の発想パラダイムにとらわれてしまう可能性が大になるということである。労働問題の研究者たちが、大企業中心の分析パラダイムに由来する〈縁辺労働力〉概念を無批判的に借用して分析してしまうのは、こんなところに原因があると思われるをえない。つまり、こういう種類の分析カテゴリーが実際に存在するからには、それが生成されてくる社会構造的背景にまで目を配る必要があるということを強調したいわけなのである。

この大企業中心の発想パラダイムは、日本社会の成員が近代以降共有し合ってきた価値観、具体的に言えば、天皇制国家イデオロギーにもとづく「富国強兵」政策の「国是」に深く根ざしていることに留意すべきである。そして社会科学系の研究者もまた、イデオロギー的には反対の立場に立ってきたようでありながら、実際には戦前から形を変えつつ継承されてきた、これと同じ性質の基幹産業ないしは大企業優先の価値観や認識枠組みにはまり込ん

で研究することから自由ではありえなかつたのではなかろうか。

このように、労働問題研究者の研究観点の問題にまで立ち入った考察を経ることによって、われわれは必然的に次のような提言に導かることになるだろう。すなわち、〈縁辺労働力〉というふうに概念化されてしまつてはいる労働者たちが、歴史的にずっと抱え続けてきた差別と迫害の苦しみに迫りうるような、新しい分析パラダイムを確立しなくてはならない。そのためには当然まず、大企業中心的ないしは行政的な上からのアプローチを克服・逆転して、いわば下から執拗に這い上がるような研究観点を自分のものとしなくてはならない、と。

しかしこれは、言うは易くして実行の難しいことである。依拠すべき研究資料が整備されているのは、ほとんど例外なく治安、統治、經營、管理、偵察サイドのものばかりであるからである。とはいながら、研究資料の基本的性格なり限界性なりにこだわつてしまつて、その探求的意義や資料的価値までも否定し去るのは、正しい選択とは思えない。民衆的な研究観点さえ搖るぎなく確立されているならば、たとえ敵対側の研究資料であつても十分活用が可能であることは、いくつかの先進的な研究事例が実証しているところである。逆にむしろ、一般民衆には秘匿され続けているところの当局側が集積している膨大な資料をもつと積極的かつ系統的に発掘・収集して、民衆側の視点でその活用を図つて行かなくてはならないのではないか。

このような考え方のもとに、とりあえず研究パラダイムの転換に資すると思われる産業労働事例として、日本の建設業に即しながら、その労務機構と労働状況について次に考察を試みてみよう。

## 2 建設産業における重層的下請の労務機構と下請現業労働の状況

歴史的に最縁辺の〈底辺労働者〉たちが駆り立てられ、「労働力」として投入されてきたのは、炭坑を中心とす

る採鉱業界と土木建設業界にほかならない。そこで劣悪な労働環境の中で、虐げられて「当然」の被抑圧的な外国人労働者たちが酷使されて行くのは、昔も今も変わりのない構造的な事実である。きつい、きたない、危険とされる、「3K労働」の忌避は今に始まつたことではなく、実のところ「普通の日本人が働きたがらない」苛酷な労働、すなわち、採鉱労働、隧道工事、鉄道敷設、発電所建設、道路敷設、河川改修などに、強制連行された旧植民地の人びとが容赦なく充当されて行ったことは、昔から変わりのない歴史的事実だったのである。その意味では日本は、歪んだ形ではあれ、抑圧された非工業国の外国人労働者の差別的雇用に関しては豊富な歴史的経験を有していることをけつして忘れてはならない。

この「普通の日本人」が働きたがらない労働ということについて、もう少しこだわつておきたい。この場合のコンテキストでは、日本人ではない、植民地や低開発国の人たちが強制的に就かせられた労働のことを主要には指しているのであろうが、それだけではなく、「普通」でない日本人と言うからには、それは窮屈している日本人がやむをえず就かざるをえない労働という意味を含んでいると理解するのが順当であろう。そういう境遇に陥りやすい構造的位置にある日本人とは、一体どういう層の人びとであるうか。それは明らかに、日本人の潜在意識の中で「一般」とは異なる「特殊」な存在と卑賤視され続けてきており、被差別部落民を中心とする貧民層を指し示していたものにはかならないであろう。

今差し当たっては、採鉱労働、別して炭坑労働の状況について論述することは差控えておくことにしよう。建設労働の分野に問題を限定するならば、この労働分野に数多くの被抑圧的な外国人と日本の被差別部落民を主軸としておきたいものである。

今差し当たっては、採鉱労働、別して炭坑労働の状況について論述することは差控えておくことにしよう。建設労働の分野に問題を限定するならば、この労働分野に数多くの被抑圧的な外国人と日本の被差別部落民を主軸としておきたいものである。

そうした上で、次に問われるのは、なぜそうなってきたのかということでなければならない。そこから、そもそも建設業界が、このような最下層に落とし込まれた「労働力」の受け皿になるような構造的体質を有しているからではないのか、という問い合わせに当然尋かれる事にならう。この点の解説が、どうしても必要になつてこざるをえないわけである。このような問題の視角から、以下では建設業界の構造的体質についてその労務機構を中心に考察を試みてみよう。

さて、建設産業はその世界に立ち入れば立ち入るほど、いかにも「特異」な構造体質をもつてゐることが実感されてくる。少なくとも、そこにおける請負制度にもとづく擬制的な親子関係にもとづく重層的な下請構造とその末端の「飯場」の存在を抜きにしては、建設業界の実態に迫ることはできないと言つても過言ではない。ところが、建設業においては、このような独自の構造体質があるゆえに、労働者の数を正確につかむこと 자체が、たいへん困難を極めることになる。公式の統計には表れてこない、隠れた部分、流動的な側面があまりにも多いからである。

このような限界をわきまえつゝ、建設請負業の重層的な下請構造における労務機構と現業労働の状況を把握する必要があるだろう。その際、今回は研究文献の系統的な検討に至れないでの、やむなく主として建設業自体による研究データに依拠することとした。そうすることによつて他面では、建設業界のいわば自己分析による、職種別に見た建設労働の現状をめぐる問題点の認識が浮び上がつてくるよりも思われるからである。

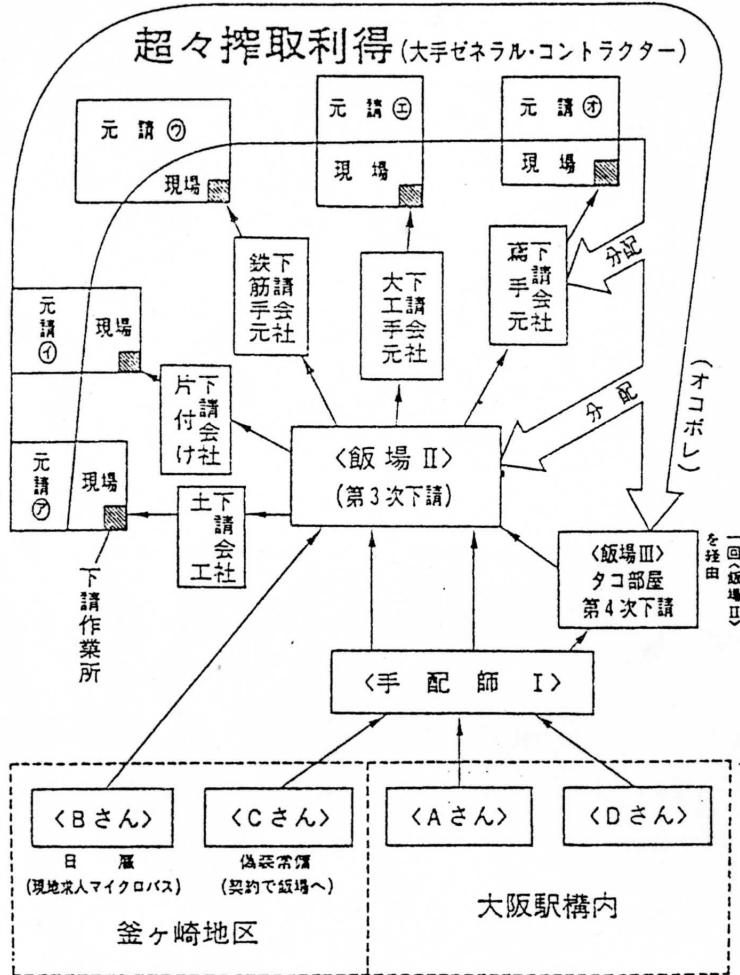
重層的下請制度のもとにある建設業の労務機構については、別に紹介的なレポートをまとめている（八木正「日本建設業の下請構造における労務機構と労働の状況」金沢大学教養部論集・人文科学篇28-2、一九九一年三月刊行）。このレポートは、同じく建設業界自体の研究報告に依拠しながら、日本の建設業特有の重層的な下請構造における労務機構の実態と問題点を窺うと共に、型枠大工に絞つてその労働状況に注目している。

建設業における下請構造については、まずそれが部品製造種別の区分によつて編成されているのではなく、主として建設現業労働力の提供を中心として成り立つていて、ことに特に注目する必要があるかと思われる。言い換れば、他の一般の製造業と違つて、建設業においてはその製造物が可搬性のない建造物であるがゆえに、建設現場に各種の技能労働力を集結し統括しなくてはならない必然性があり、したがつてここで系列下請企業の編成は、いわば部品製造という「物」の流れに沿つてではなく、建設技能労働力という「人」の提供ならびに組織化を中心にして行なわれざるをえないということである。この点を押さえておかないと、建設産業の特質とその構造体質を正しく理解することはできない。

このように労務提供を基軸にして建設業が成り立つてゐることが確認されるならば、次には建設業特有の仕方での重層的な請負構造について考察を進めなくてはならない。図1および図2は、全国出稼組合連合会・大阪事務所の機関誌に掲載されている貴重な分析図であるが、これを実際に作成したのは、全港湾関西地方建設支部西成分会にはかならない。実地に大阪の寄せ場、「釜ヶ崎」に根を下ろして労働運動を開拓しているだけに、さすがに寄せ場労働の実情に通じた鋭い分析と言わねばならない。当然とは言ひながら、労働サイドに立つ下からのアプローチに徹しており、建設資本、労務および労働の本質に肉迫した労作と評価することができよう。

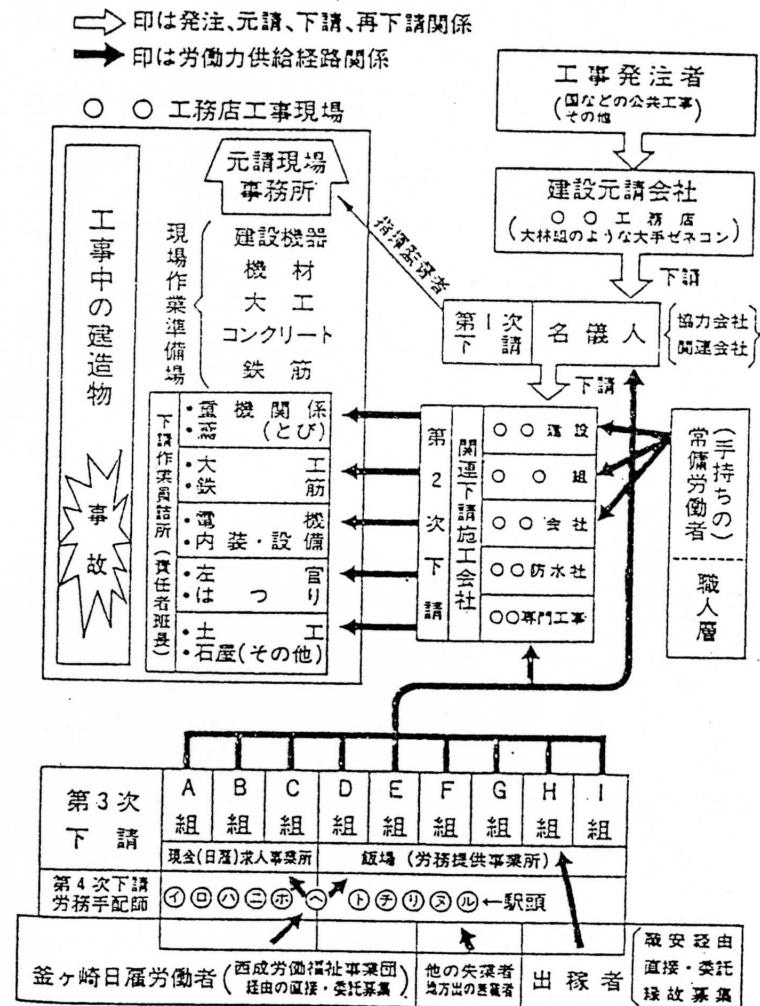
この図から窺えるように、建設元請会社（「ゼネコン」と業界では称されている）は管理・営業・技術・事務職の職員を雇用するのみで、建設現業労働者を直接抱えているわけではない。現業労務に関しては一切を下請系列会社に委託し、依存していることに注目すべきである。さらに、その第一次下請となる名義人としての協力・関連会社（「サブコン」と称される）も、元請の補助業務を果たす職員や元請現場事務所に派遣する指揮監督者を中心とする雇用形態となつてゐるものと推定される。その上、建設現業労働者の雇用形態に関して注意すべきことは、ま

図2 建設日雇労働者就労と労務供給経路（職別工事業者の労働力供給構造）



〔資料出所〕 全国出稼組合連合会・大阪事務所『連帯と草の根 釜ヶ崎・山谷記録』  
(1983年1月)

図1 建設産業重層下請構造と建設労働者雇用形態の実状



ま名義上の直傭の存在することで、実際には下位の下請事業所へ出向して働いておりながら、名目上は上位企業の従業員の形となっていることもありうるとされている。

建設技能労働力の中核を擁しているのは、上掲の図の中の第二次下請企業、専門工事別の下請施行会社と考えてよい。その専門工事分野は重機、薦、型枠大工、鉄筋、電機、内装・設備、左官、はつり、解体などに分かれており、常備の専門技能労働者（「職人」と呼ばれる）の供給と統括を事業内容としているものである。職種階層別にみると、上記の専門別技能労働者である「職人」には、それぞれ「手元」と呼ばれる補助技能労働者や「見習」の養成労働者が付いている。その他に当然「単純肉体労働」に従事する「一般土工」が存在し、「雑役」と呼ばれる片付けなどの仕事への就労もある。この土工、雑役の労働者の身分はきわめて不安定であり、雇用形態としては原則的には臨時（季節）・日雇を主にしており、「偽装常傭」のケースもきわめて多い。

これらの「非専門」的な、階層の上ではもう一段下層の一般現業労働力をもっぱら供給することによって成り立つているのが、この図にある第三次下請の、「通常「飯場」と呼ばれている事業所にほかならない。今の建設業界では、「飯場」は「建設作業員宿舎」と言い換えられているのが通例であるが、「飯場」は単なる宿舎なのではなく、「寄せ場」に依存しながら臨時雇用（「契約」、日雇）の職人、手元、一般土工、雑役の募集、供給、監視、生活管理の業務に当たっている労務提供事業所と理解されなくてはならない。さらにその下には、暴力団が何らかの形で関与していることの多い、日雇労働者供給のためだけの第四次下請となる飯場（俗に「人夫出し」と言う）も存在している。その中には、いわゆる暴力飯場（通称、「タコ部屋」）も、実際には跡を絶っていない。第三次および第四次下請の飯場にはそれぞれ労務手配師が直属していて、「人夫」手配の最先端の仕事に携わっている。この「手配師」の指示を受けて飯場なり建設現場なりに出向く下層労働者層は、日雇労働者を主力としているが、その他に

地元や他地方の流動的な失業者、離職者、出稼ぎ專業者も含まれていてることに目を配っておきたい。

概略を示せば、およそ上のようにきわめて複雑に入り組んだ重層的な労務提供関係が、顕著な企業格差および微妙な労働格差を伴いつゝタテ系列で結ばれることによって、日本の建設業界は成り立っているわけである。見られるように、最下層の末端に至るほど超零細の労務供給事業所が群生しており、「原生的労働関係」が支配的となっている。まさにこの部分こそが、恵まれない多様な形態の被差別者たちがそこに流入せざるをえない「受け皿」となっていることに注目せざるをえないであろう。

さて他方において、建設業界自体は、この建設労務機構をどのように自己分析しているであろうか。その全体に触れる余裕はないので、ここでは鉄筋業に限定して検討を加えたい。依拠するデータは、社団法人・大阪建設業協会内の大阪建設労務研究会『鉄筋工事業の現状』『鉄筋工事調査』と略称（一九八九年一月）である。

関西地方の大手ゼネコン会社の労務担当管理職を研究委員メンバーとするこの研究会は、きわめて意欲的かつ着実な研究活動を展開しており、示唆に富む内容の充実した研究成果を発表している。参考までに、その他の研究報告書も掲げておく。

大阪建設労務研究会『建設労働改善の方向を求めて』（一九八〇年六月）

大阪建設労務研究会『専門工事業者』（薦・土木）の期待像の研究（一九八四年六月）

この中でも特に型枠工事業と鉄筋工事業に関する調査は、きわめて注目に値する独自の調査方法を採用して実施しており、今までにない異色の貴重な調査データを提供している。すなわち、『鉄筋工事調査』の場合では、通常の鉄筋工事業者を対象とする「鉄筋工事業者調査」のほかに、建設現場を対象とする調査（「現場調査」）が実施さ

れている。これは、「労研委員会社が大阪府下で施行していた建築及び土木工事のうち、請負金額が3億円以上で、鉄筋工事を施行中の現場を対象とした」(『鉄筋工事調査』3ページ)ものである。そしてさらに、鉄筋工本人を対象とする調査(「鉄筋工調査」)も行なわれているが、これは「現場調査の対象となつた建築及び土木の工事に就労していた鉄筋工全員(職長、一般鉄筋工、見習工)を対象」をしている(同上、2ページ)。

このうち特に注目されるのは「鉄筋工調査」なので、ポイントとなる点をしぼってその労働状況の特質を窺つてみよう。

### (一) 所属下請階層

調査対象者の所属下請階層は、「一次下請」が三七・八%、「二次下請」が四七・三%、「三次下請」が一三・七%となつていて。ここで注意して読み取らなくてはならないのは、ここで企業レベルでの下請分類は、公共工事を中軸とする、さきの組合の観点からの請負分類とは基本的に違つてゐることである。

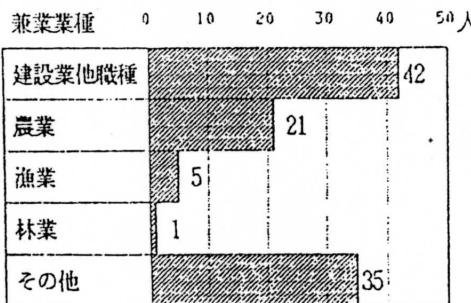
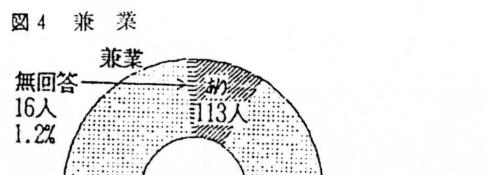
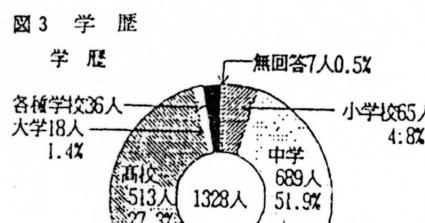
労務研究会がここで「一次下請」業者として対象にしているのは、「労研委員会社が大阪地区を中心に常時取引をしている鉄筋工事業者を選んだもの」(『鉄筋工事調査』3ページ)であり、これは明らかに組合の分類図における、いわゆる「サブコン」ではなく、専門工事業者である第二次下請施行会社に当たつてゐる。したがつて労研調査での「二次下請」の内実は、「当該一次下請の下請業者」のほかに、現場調査の「当日、事業主であつて、しかも職長として就労していた者」をも含めたものとなつてゐる(同上)。ということは、ここでいう「二次下請業者」とは、むしろ組合分類における第三次下請の労務提供事業所(いわゆる「飯場」)の「事業主兼職長」を主要には指していることになるわけである。したがつてさらに、ここで「三次下請」と称してゐる業者は、実に組合分類で

の「人夫出し」の第四次下請に当たるのである、このことを踏まえてこのデータを読まないと、われわれはとんでもない事実誤認に導かれてしまうことになるだろう。

こうしてみると、副次的下請施行業者ないし労務提供事業所(「飯場」)に雇用されている労働者が半数近くも存在していることは、たいへん印象深い事柄である。さらにそのまた下請の「人夫出し」業者に所属している労働者が約一四%もあることも、けつして軽視しうる事柄ではない。

### (二) 職位

職長一六・五% 一般鉄筋工六八・五% 見習一四・四%



(三) 雇用形態  
常用八〇・六%、臨時五・六%、日雇一二・四%  
この常用には「偽装常傭」が滑り込んでいる可能性があり、慎重に検討する必要がある。

#### (四) 学歴 (図3)

準高年者を含んでいたために小卒四・八%、中若年者を主体として中卒が実に過半数に及び、低学歴者がきわめて多いこと、さらに高卒者もかなりの比率を占めていることに、改めて注目しておきたい。

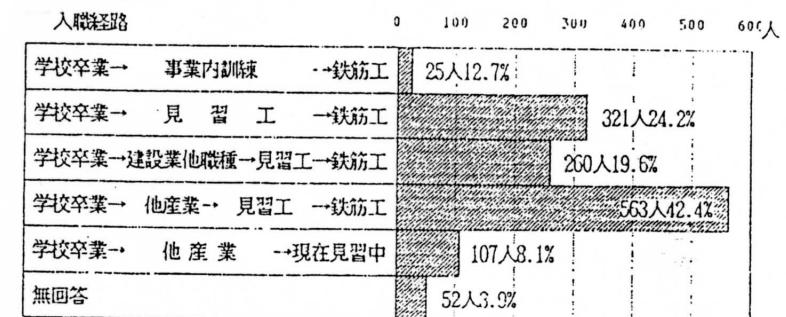
#### (五) 兼業 (図4)

兼業者は全体的に少ないと言えるが、農漁業兼業は狭義の出稼労働者であるので、一定の注意を払っておきたい。また、建設業内の他職種の兼業者の存在することにも、関心がもたれる。

#### (六) 入職経路 (図5)

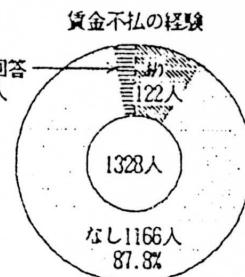
入職経路で特徴的なのは、学校卒業後、他産業への就労を経て建設業界に入り、見習工を経て鉄筋工になっているケースが四割を越えていること、しかし学校を卒業して建設業に就き、建設業他職種を経験したか、しなかったかの違いはあっても、見習工となつて鉄筋工になっている者が、合わせるとやはりそれを若干上回る比率で存在しており、この二つが主要な入職経路となつてゐるということである。

図5 入職経路



ある。

図6 賃金不払



(七) 賃金不払 (図6)

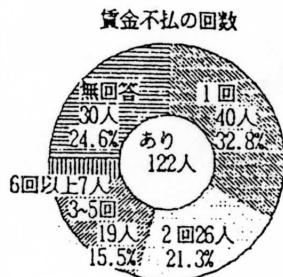
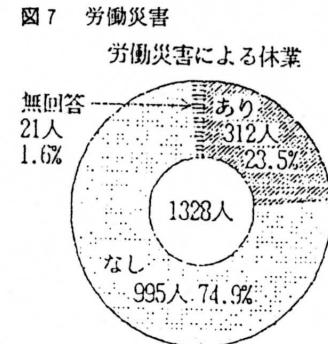


図7 賃金不払 (図7)

一般の製造業では特殊なケースを除いてまず考えられないことだが、零細な建設事業所では賃金不払が一定程度の割合で敵対している事実が、このデータによつても立証されている。建設業に就労している出稼ぎ労働者の相談事例でも、賃金不払についての訴えや調停のケースがかなりの程度存していた(八木正「出稼ぎ者の労働生活類型とその問題状況 社会学的事例研究のための基本枠組」、「労働問題研究 2」五月社、一九八一年、所収)ことが想起される。ともあれこの問題は、建設業界の構造体質を示すひとつの重要な指標ととらえなくてはなるまい。

#### (八) 労働災害 (図7)

労働災害は建設業その他の産業においても多様な形で多発している。労働・生活能力の喪失につながるこの深刻な問題は、労働社会学の重要な研究課題として真剣な取り組みが要請されるところである(佐藤守弘・八木正編『産業社会学』アカデミア出版会、一九八七年、参照)。特に建設業においては大きな人身事故が多く、この調査で



も労働災害による休業が四分の一近くにも及んでいるのは、重大なことと受け止めるべきである。

#### (九) 仕事に対する意識

この表1が明らかにしてくるのは、建設労働者が内心抱いている仕事観ともいいくらい、たいへん興味深いデータである。若い建設労働者が、上位から①若い時からの高収入、②手に技能がつけられる、③拘束されることがない、④腕があればどこでも働ける、⑤賃金が実力次第と答えているのは、今の時代の若年層に特徴的な労働

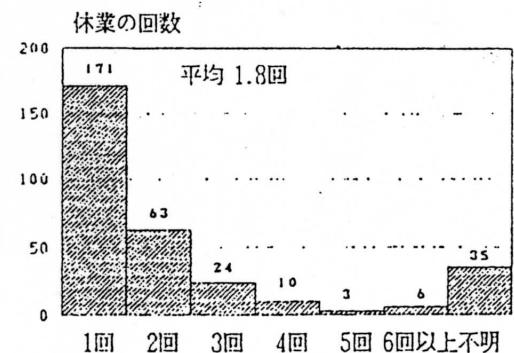


表1 鉄筋工の仕事で良いと思う点

	21才～25才	46才～50才	職長	一般鉄筋工	見習工
腕があればどこでも働ける	④位	①位	①位	②位	②位
拘束されることが少ない	③〃	②〃	③〃	①〃	③〃
手に技能がつけられる	②〃	⑤〃	④〃	③〃	①〃
賃金が実力次第	⑤〃	④〃	②〃	④〃	⑤〃
若い時から高収入	①〃	7〃	6〃	⑤〃	④〃
仕事のなかで技能發揮可	6〃	③〃	⑤〃	6〃	8〃

表2 鉄筋工の仕事で悪いと思う点

	21才～25才	46才～50才	職長	一般鉄筋工	見習工
収入が不安定	①位	①位	①位	②位	④位
重労働である	②〃	②〃	②〃	①〃	①〃
女性が少ない	③〃	11〃	13〃	11〃	②〃
汚れ仕事で、格好がよくない	④〃	7〃	10〃	7〃	⑤〃
危険が多い	⑤〃	6〃	6〃	④〃	③〃
賃与なく収入が少ない	7〃	③〃	③〃	③〃	6〃
年齢、勤続年数で賃金上らず	9〃	④〃	④〃	6〃	11〃
退職金がない、少ない	6〃	⑤〃	⑤〃	7〃	

觀をペーパー上に示して、やでいたと頷かせるものがある。それに対するに中高年労働者が、①腕があればどこでも働く、②拘束されることが少ない、③仕事のなかで技能發揮可、④賃金が実力次第、⑤手に技能がつけられ

ると答えて いるのも、建設労働者の伝統的な仕事意識が浮彫りにされているように思つ。

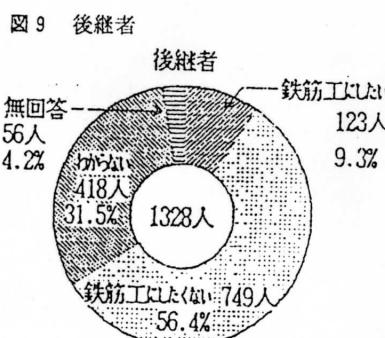
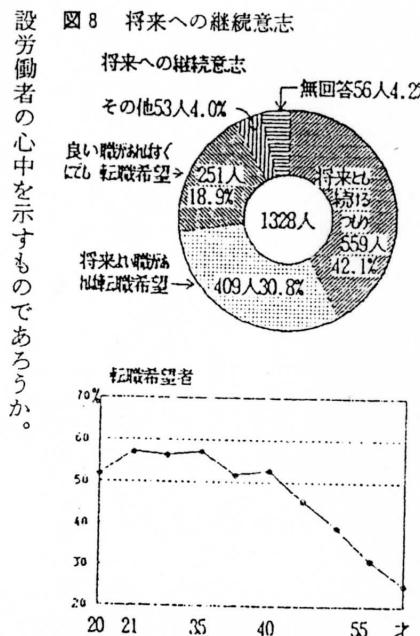
### 鉄筋工の仕事で悪いと思う点（表2）

建設労働のネガティブな反面に関する意識が、表2に示される。若年層が、①収入が不安定、②重労働である、③女性が少ない、④汚れ仕事で、格好がよくない、⑤危険が多いと回答しているのは、いわゆる「3K労働」をもろに裏付けた形である。だがそれと同時に、「収入が不安定」という答えが第一位を占めていることは、建設労働に必然的に付随する本質的な側面として重視してしかるべきと考えられる。中高年労働者もこの意見を第一位にあげていることからも、このことがわかる。中高年労働者の回答には、①収入が不安定、②重労働である、③賞与なく収入が少ない、④年齢、勤続年数で賃金上がらず、⑤退職金がない、少ないと、年齢を問わず建設労働者に共通するもの（①②）のほかに、中高年化してくると必然的に顕在化してくる労働生活上の切実な悩み（③④⑤）が訴えられていて、中高年の建設労働者がその置かれている立場からして抱えるをえない、建設労働の問題性が鮮やかに反映されている。深く考えこまざるをえないものがある。

### 将来への継続意志（図8）および後継者（図9）

このような建設労働特有の問題性からして、将来への継続意志（図8）ではやはりネガティブな意見が強く、転職希望がおよそ半数に及んでいる。ちなみに、就労可能年齢については多くの労働者は五五歳とし、それに次いで六〇歳と回答していることを考え合わせるならば、建設労働がいかに重労働であるかということ、そしてそれが労働可能年齢内での転職志向とながって行くことがわかつてくるだろう。

建設労働についての総合的な自己評価から、やはり過半数の労働者は、後継者を「鉄筋工にしたくない」と明確に答えて いる（図9）。「わからない」が約三割いるのは、若年層の回答を含んでいるとはいっても、矛盾に揺れ動く建



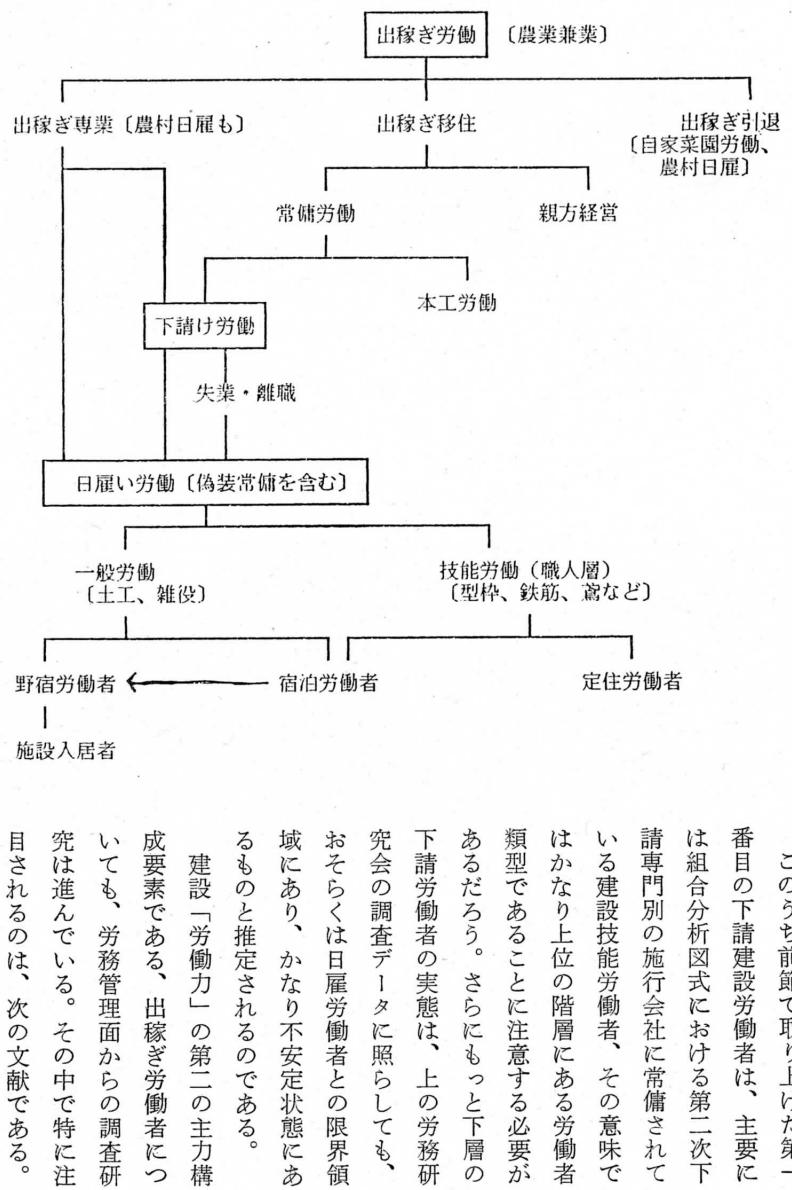
### 3 建設現業労働者の三つの就労形態

——下請労働者、出稼・季節労働者、および寄せ場・日雇労働者——

建設労働者の中を示すものであろうか。

建設現場の労働者は総体として、元請大企業（ゼネコン）や第一次下請中堅企業（サブコン）の直雇労働者なのではなく、それ以下の中小・零細企業に雇われているにすぎず、いわば安定した企業組織の保障から疎外されている存在なのだから、必然的に不安定な身分的境遇に留まらざるをえない。そこに、下請労働者、出稼・季節労働者、および寄せ場・日雇労働者という三つの就労形態を区分することができる。この三つの就労形態の間相互の関連性については、出稼ぎを出発点にして仮説的な考え方を提示しておきたい（図10）。

図10 下層労働の関連図



このうち前節で取り上げた第一番目の下請建設労働者は、主要是組合分析図式における第二次下請専門別の施行会社に常儲されている建設技能労働者、その意味ではかなり上位の階層にある労働者類型であることに注意する必要があるだろう。さらにもっと下層の下請労働者の実態は、上の労務研究会の調査データに照らしても、おそらくは日雇労働者との限界領域にあり、かなり不安定状態にあるものと推定されるのである。

建設「労働力」の第二の主力構成要素である、出稼ぎ労働者についても、労務管理面からの調査研究は進んでいる。その中で特に注目されるのは、次の文献である。

社団法人・日本土木工業協会、社団法人・日本電力建設業協会『土木建設労働者の実態と意識』（一九七三年九月調査）

社団法人・日本土木工業協会、社団法人・日本電力建設業協会『土木建設工事の下請構造と雇用管理の現況』（一九七四年一一月調査）

社団法人・日本土木工業協会、社団法人・日本電力建設業協会『土木建設工事の兼業出稼労働者、その実態と意識』（一九七三年九月調査、一九七六年一二月再分析）

これらの調査データについての検討と考察は、また別の機会を待ちたい。

出稼ぎは、労働省の定義にあるように、広い意味での季節労働に含まれるが、その中でも「辺境」地方特有の存在形態を示している北海道の季節労働者は、特別に留意して分析すべき労働者類型であるように思われる。道南地方を中心とする、狭義の出稼ぎを含む、この季節労働者類型は、地方における建設労働者の季節的な流動形態を知る上で欠かすことのできない分析課題であるが、これについては明治学院大学研究グループ（代表・渡辺栄）による現地調査分析が進行中である。

建設労働者の第三の主要形態である、寄せ場・日雇労働者については、最近になつてようやく労働差別の観点に立った本格的な調査研究の取り組みが始まつたばかりの研究領域である。そのパイオニアの位置にある労作は、何と言つても青木秀男『寄せ場労働者の生と死』（明石書店、一九八九年）であろう。本稿の考察テーマからすれば、あまりにも当然ながら、この階層の労働者類型の問題が、最も中心的な考察領域とならなくてはならないはずのものである。

しかしながら寄せ場労働者の存在形態は、これ自体が解明の非常に困難な問題であつて、不用意に言及すること

はできない。本格的な学問的研究の系譜としては、言うまでもなく江口英一、西岡幸泰、加藤佑治編著『山谷、失業の現代的意味』（一九七九年、未来社）を代表とする業績があるわけであるが、この研究の評価だけでも、慎重な用意と考察が必要とされるであろう。また最近では、「日本寄せ場学会」をひとつの中点として、現場労働者の観点から今までの寄せ場研究文献の総点検が開始されていることも念頭に置かざるをえない。（なお、出稼ぎ労働者と寄せ場労働者との関連についての試論として、八木正「国内出稼ぎ労働者と寄せ場労働者 流動する労働者群れ」『原発は差別で動く』明石書店、一九八九年、所収）を参考願えれば幸いである。）

だがここで何としても言及しておかなくてはならないのは、寄せ場・日雇労働なし「ドヤ街」・「スマム街」に関する研究者自らが、無意識的に前提としてしまっている、価値観の問題である。研究者として心掛けている「公正さ」にもかかわらず、「市民社会」の一員としての研究者は、その専外にあるかのような存在である「寄せ場」の世界に対しては、無意識のうちに市民主義の価値観にとらわれて、物事を判断しがちとなる。

まず、能力主義的ないし勤勉主義的な価値観にもとづく人間評価の仕方がある。生存競争に敗れて落ちぶれた「落伍者」、みじめな状態に陥った「転落者」、身を持ち崩した「怠け者」などなど、一般市民と共に合っている、潜在的な差別意識。次いで、これと関連している、市民中心主義の価値観。「市民秩序」感覚に支えられた恐怖感がそれで、「ならず者」、「逸脱者」、「変質者」などのひそかな基本的判断に立った上で、研究対象についての傍観的な研究が、「客観的」とか「科学的」とかの名においてなされてきたのではないか。第三に、日本「国民」の一員としての根強い国家主義の意識にとらわれていながら、そしてそれにもとづく日常生活レベルでの排外主義を事実上黙過しておきながら、立派なタメエの陰に隠れることがなかつたか、どうか。

このような性格をもつ調査研究であるとしたなら、研究対象の「実態」究明がいかに「精密」になされようとも、

被差別者の苦痛と何の関わりもないどころか、それが支配・管理の道具として使われる可能性を残している限りでは、被差別者にとってはかえって有害とさえ言わなくてはならない。「未知」の問題なら何でも嗅ぎ回る、「知的好奇心」に支えられた調査至上主義についても、反省が迫られよう。むろんこれは自己批判の上に立つてあえて問題提起しているわけであるが、研究の際の無意識的的前提というこの価値意識の問題についても研究者は考えをめぐらすべきではなかろうか。

#### 4 日本の労働社会における労働者間の身分的差別の問題

建設業における労働差別の実態。この調査分析が筆者の中心課題であるが、残念ながら未だそこまでには至っていない。ずっと回り道となってしまうけれども、いま各地で行なわれている民衆自身による「民衆史」の掘り起こし作業から学んでいる最中なのである。

特に北海道では、懲罰としての囚人労働から始まり、タコ部屋（暴力飯場）、強制連行してきた朝鮮人・中国人の虐使に至る、建設労働を中心とする歴史的な労働現実についての粘り強い分析が展開されている。一方、筑豊には言うまでもなく、上野英信を中心とする炭坑労働の歴史的現実、そこに見られる部落差別や朝鮮人差別についての鋭い考察からなる着実な研究蓄積がある。

このような言い方をすると、民族差別や部落差別などに由来する労働だけを「差別的労働」と言っているように受け止められるかもしれないが、それだけに問題を限定しているわけではない。むろん建設労働そのものが社会的に蔑まれ低い評価しか受けていないこと、そして建設業の重層的な下請構造の中で、末端に行けば行くほど、階層的に差別が増幅されていること、さらに必ずしも階層的ではない形で、部落差別や民族差別がこれに絡んで根を張

つてのこと、この総体的な労働の差別的現実を指して、「差別的労働」の実態と呼んでいるのである。

しかもなお複雑なことには、暴力団が建設労働に深い関わりをもつており、暴力団そのものの存在が、教育差別のひとつ結末である上に、それに部落差別と民族差別が深く絡んでいるという複雑な局面があるのである。そしてこのことがまた、世間（市民社会）の価値観からすれば指弾の対象となるわけで、ある意味ではこのような諸差別の累積の上に、土木建設業は成り立っているとも言えるほどである。

労働価値説の観点からすれば、建設労働は文字通り建設的な価値増殖の「生産」労働であって、何ら貶価されるようなものではない。にもかかわらず、建設業界の内実にこのような構造的体質があることから、複雑微妙な差別の連関構造の渦巻く労働世界が形作られている。その実相に迫ることは、まことに至難の業と言わなくてはならない。

建設業がこのような意味において差別的な労働世界から成立っていることが認められるとすれば、この世界では、労働運動の組織化もまた困難をきわめることになろう。特に、日本の労働組合が企業単位に組織化されているのが通常である現状では、個人単位で生きつつ、なおかつタテ支配の親分子分的な「組」結合に組み込まれている建設労働者たちが、対等原理に立つ組織主義の運動に結集するのは、著しく困難となることが当然予想される。

しかしながら、通常の意味での労働運動の組織化がむずかしい建設労働者のこの世界にあって、「寄せ場」では自立した日雇労働者たちの手によって相互連帯と共同行動のネットワークづくりに向けて真剣な摸索が続けられていることにぜひ注目しておきたい。法的な保護を全く受けられないどころか、法の迫害のもとに晒されている弱い立場の外国人労働者に対して救援の手を差し伸べているのが、まさにこの自覚した寄せ場労働者たちのセンターであることに深く思いを馳せるべきであろう。そして建設日雇労働者として自ら差別される存在でありながら、最も

危うい位置にある外国人労働者に救援活動を続けていているこの事実が何を物語っているかについても、考えを深めてみたいものである。

このようない考案を経てみると、旧来の均一的にして構成的な「賃金労働者」、「労働者階級」といった概念の再検討が必要とされるようと思われる。

日本の労働者たちが所属企業規模や雇用形態によって「本工」、「臨時工」、「社外工」といった身分的格差の体系に分断・編成されてきてることは、従来からも明確に指摘されてきた（たとえば、北川隆吉編『労働社会学』有斐閣、一九六五年）。しかしその場合でも、問題とされたのは、基本的には賃金格差などの労働条件の比較の範囲に留まっていたのではないか。「身分的」というからは、相互に断絶的な異世界であることがもつとはつきり認識され、互いの差別的な関係性にまで踏み込んで考察されてしかるべきと考えられるが、はたしてどうであったか。

建設業のように、産業ぐるみ何層にもわたる下請企業から成立しているような業界にあっては、現業労働に関する限りむしろ産業労働の全体構造そのものが、いわば大企業組織から疎外されていることに目を向けなくてはならない。格差というなら、それは産業間格差といい得るものながら、大企業内部の労働者の身分格差よりもさらに強い落差を伴っているのであるから、むしろ「産業間落差」と称する方が適切である。したがって建設業においては、経営者および建設現業労働者の総体が社会的に低い評価しか得られない仕組み、現実のあることが指摘されなくてはなるまい。

こういう産業間の落差構造があるゆえに、この業界は総体として常に社会的被差別者たちのアジールとして機能することとなる。日本の建設業界は、自国資本主義の発展という至上命令のもとに、巨大な失業者のプールをテコ

として安価な「労働力」を建設業に大量に投入しておきながら、なおかつその苛酷な労働が忌避され、たえず補充に迫られるという慢性的かつ構造的な人手不足の状態にあったがために、被差別部落民や強制連行してきた植民地民衆、その他の低学歴の窮迫民などありとあらゆる「底辺労働力」を吸収し尽くすことによって、また暴力的に労働者を酷使することによって、辛うじて成立つてきた産業ではなかつたであろうか。

そしてこののような産業労働の体質があるゆえに、「市民社会」の間にさらに社会的差別の感情が増幅されて行くという悪循環が生じてきたことも、疑いようのない事実である。こういう産業労働の差別構造が社会的に敵存するようなところでは、比較的安定した市民的な産業労働者もまた、差別から自由ではありえない。社会的なレベルにおいて、身分的な「労働者間差別」の現象があると見る所以は、まさにここにある。

今までには、同じ「労働者としての連帯」とか、「階級的統一」といった美名に隠れて、このような負の側面、言い換えれば産業労働者間の矛盾については軽視されてきたのではなかろうか。断つておくが、これはけつして労働者間の「内部矛盾」などでは断じてない。問題としているのは社会的・民族的な差別構造であつて、人間の尊嚴性や生死がかかっているという意味では、「敵対矛盾」とさえ言い得る性質のものなのである。

顕在的であろうと潜在的であろうと、差別意識に陥つた者は、容易なことでは被差別者の苦しみを実感することはできない。そして自らを、偏見と差別の迷妄にとらわれた世界へと閉塞して行く。こうしてみると、人間「解放」を要するのは、「みじめな被差別者」の側ではなくて、傲慢な優越意識に閉ざされた市民的差別者その人の方であることを思い知らなくてはなるまい。

〔本稿は、第2回日本労働社会学会大会（一九九〇年一一月五日、立命館大学）での報告レジュメをもとに、補充しながら書き改めたものである。またこれは、一九八八年度（一九八九年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）『飯場』における出稼ぎ労働者と寄せ場労働者の労働状況）（研究課題番号63510092）による研究成果の一部である。〕